

# 平成26年度第1回京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会 摘録

## 1 開催日時

平成26年10月27日（月）午前10時から午前11時10分まで

## 2 開催場所

京都市消費生活総合センター 研修室  
（中京区車屋町通御池下ル梅屋町358アーバネックス御池ビル西館4階）

## 3 出席者（敬称略）

委員5人，事務局6人  
委員長 宮川 恒  
副委員長 家原 知子  
委員 後藤 直正  
委員 中川恵美子  
委員 山岡 祥子  
事務局 保健福祉局保健医療・介護担当局長 西田 哲郎  
" 保健衛生推進室生活衛生担当部長 中谷 繁雄  
" 保健医療課健康危機対策担当課長 太田 眞一  
" 食品安全係長 日野 唯行  
" 食品安全担当 野村 剛  
" 健康危機対策担当 海津 翔太

## 4 次第

- (1) 開会
- (2) 委員等紹介
- (3) 京都市挨拶
- (4) 議題
  - ア 委員長及び副委員長の選出について
  - イ 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の応募資格及び評価等に係る基準（案）について
  - ウ 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定方法等（案）について
- (5) 閉会

## 5 会議録

- (1) 議題アについて  
委員の互選により，宮川委員を委員長に，家原委員を副委員長に選出いただいた。
- (2) 京都市食品衛生責任者養成講習会制度等について  
京都市における食品衛生責任者制度や現在の選定事業者における講習会の実績，選定委員会における今後のスケジュール等について，資料1，2，3により事務局から説明し，次のとおり御意見をいただいた。

## 委員

食品衛生責任者は，飲食店などはすべて置かないといけない義務になっているのか。

## 事務局

全ての業種ではないが，飲食店や食品製造施設に食品衛生責任者を置く義務を条例

で課している。

**委員**

お総菜屋も必要か。

**事務局**

食品製造施設に当たるので必要である。

**委員**

食品衛生管理者とは職務内容は異なるのか。

**事務局**

食品衛生管理者の設置義務は、特に衛生上考慮が必要な製造業の業種に限定されている。例えばハム・ソーセージなどの製造工場などだが、本市では数は多くない。一方、食品衛生責任者は、飲食店や食品製造業等、京都市の許可を受けている施設に設置する必要がある。さきほど御質問のあった惣菜屋についても飲食店の範疇になり、設置する必要がある。

**委員**

講習会は月に100人単位で受講されているようだが、食品衛生責任者は総勢何人くらいおられるのか。

**事務局**

一度講習会を受講すれば、新たに受講していただく必要はない。また、亡くなられている方もいるかもしれないので、正確な数を把握することは困難である。ただし、食品衛生責任者は各施設1人であることが多いため、本市の許可業者数と近い数になると考えられる。

**委員**

食品衛生責任者がいればお店は開けるといふことか。

**事務局**

調理師や製菓衛生士などの資格があれば講習会を受けなくても食品衛生責任者になることができる。営業許可を受けた段階で、食品衛生責任者の資格要件が揃っていないこともあり、その場合は、後日講習を受けていただき届出してもらう。

**委員**

営業許可の取得に当たって、食品衛生責任者の設置はあまり厳密なものではないのか。

**事務局**

後日必ず講習を受けて頂き、届出してもらうよう指導している。

**委員**

この資格は個人に属するものか。別の施設に移っても有効なものか。

**事務局**

資格は個人に属し、他の施設に移っても有効である。

**委員**

スケジュール的には、次回の委員会で審査を行い選定するという流れか。その間委員に対し書類の確認依頼などはあるのか。

**事務局**

後ほど御説明させていただくが、2回目の委員会を開催する前に、募集いただいた事業者の申請書類を郵送し、事前に審査をしていただければと思っている。

(3) 議題イ、ウについて

京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の応募資格及び評価等に係る基準(案)並びに京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定方法等(案)について、資料4及び5により事務局から説明し、次のとおり御意見をいただいた。

## 委員

資料4の基準は公表されるということによろしいか。この文言などが適切かということ委員会を審議するという事か。

## 事務局

そうである。

## 委員

応募資格については、法に違反した事業者や会計が破たんした事業者は応募できないなど、ごく当たり前のことが記載されているように思う。応募資格としては問題ないように思うが、いかがか。

代表者は立派でも講師はアルバイトのようなこともあるかもしれないが、応募資格で排除するのではなく、申請後、審査の段階でチェックすればいいのかなと思う。資格についてはこれで問題ないということによいか。

## 委員

(異議なし)

## 委員

次に審査項目及び評価基準だが、これも公開され、あらかじめ評価される項目を応募する事業者にお示しするという事なので、委員の皆様には他に必要な項目がないか御意見いただきたい。

## 委員

評価基準の「市民」とは京都市民のことか。

## 事務局

基本的にはそのように考えている。

## 委員

京都府下で実績があっても市内で実績がなければ評価できないことになってしまう。

## 事務局

京都府下で行う講習であっても、京都市民も参加できるようなものであれば評価できると考えている。

## 委員

他府県での実績がある事業者は応募できないとなるのか。例えば北海道で実績があっても京都市民に対して実績がなければ評価がゼロになる可能性がある。たくさんの方々に応募いただくためにも、京都市民に限定しない方がいいのかなと思う。他の項目では、他府県での実績も評価されるが、「市民」と書かれた項目では限定されてしまう。講習会という特殊な事業のため、市内で他にやっている事業者はいないと思うが、現在実施している事業者以外に応募できる事業者はいるのか。

## 事務局

市民というのは京都市民ではなく、広く一般消費者を対象とした講習実績があるかという観点から審査していただきたいので、この部分については修正させていただく。

## 委員

「京都」とは限定していないので、「市民」で世の中の一般の方という意味で通じるようにも思うが。

## 事務局

「市民」という記載が、京都市民に限らず広く一般消費者という認識を当委員会に統一していただけるのであれば原案のままとする。

## 委員

事業者が京都市民に対する講習実績がないと点数が低くなると理解し、応募を断念することにつながるのであれば改める必要があると思う。

## 委員

京都で講習会の実績があり、応募してくる可能性のある法人はどのくらいあるのか。

## 事務局

年間を通じて講習会を実施できるかどうかはわからないが、例えば民間の検査機関などは顧客の求めに応じて講習会を実施していると聞いたことがあるので、現在の実施事業者以外は、全くできないということにはならないと考える。

## 委員

講習会は6時間とのことですが、講習会開催日に行けない方や、途中退席等で6時間の受講ができない方はいるのか。

## 事務局

講習会は毎月1回、年12回は開催されている。申し込みしたものの受講できない場合は、次の月に受講いただくことは可能である。

## 委員

6時間の受講条件が満たされた場合に申請されるのか。

## 事務局

受講された方には修了証が発行され、これを持って保健センターに届出していただければ、食品衛生責任者になる資格がある方ということがわかる。

## 委員

上段の大項目は過去の実績になるかと思うが実績が16点、下段の実施計画が16点の配点となり、半分実績が必要になる。市内の事業者には加算があるが、過去の実績と加算があれば限定されがちになると思うので、新規参入がしにくいのかなと考えるので、もう少し実施計画の方に点数を配分したほうがよいと思う。また、複数の応募が望ましいと考えるが、講習実績を評価する点から考えると他の都道府県や京都府下で講習実績のある事業者からの応募しかないとも思うので、先ほど議論のあった「市民」という書き方は弊害があると思う。「広く食品等事業者を対象に」等の柔らかな言葉をつけていただくなどはどうか。

## 委員

せっかく公募するのだから、やっていることを広く示せるよう表現を工夫しないといけない。前回公募した時は1事業者からの応募しかなかった。現実的には体制を整えて講習ができる事業者はそんなにないのかもしれないが、だからといって事業者が限定されるような文言になってはいけない。

「市民」を京都市民と理解してしまい、新規参入を拒んでいるような印象を与えてしまうことになれば残念なので、対象が広く見えるよう表現を修正した方がよいのかなということと、実績と実施計画が同じ配点なので、実施計画が素晴らしい方を評価したいなど当委員会としては思う。

## 事務局

評価基準の「市民」という文言は、「広く消費者や食品等事業者」という表現に修正させていただく。配点については、前回2年前の委員会で、特定の項目に係数をかけて重点的に評価するとの案をお示したこともあるので、実施計画の中で特にこの項目は重視し、配点を高くすべきだという項目があれば、御意見いただきたい。

## 委員

具体的にどの項目を重視したらよいか。

## 委員

13番の講習方法は、既に国が定めているから揺るぎないと思うので、15番の講師の経験、実際に講習する講師が適切であるかを委員会にどこまで示していただけるかというところが審査のポイントかと思う。

## 委員

講師になんらかの資格を求めるのかということも議論のポイントかと思う。現在の講師は元食品衛生監視員かと思うが、行政の方か。

## 事務局

行政のOBである。

**委員**

資格はいらないのか。

**事務局**

講師の資格に関して、国では特に定めておらず、国が定めた科目が適切に実施できればよい。

**委員**

食品衛生監視員になるのは資格が必要か。

**事務局**

獣医師や医師、薬剤師等の資格を有する者で、食品衛生監視に携わる者として首長が任命している。

**委員**

資料1に記載されている食品衛生推進員は資格はいらないのか。

**事務局**

食品衛生法で定められており、行政が行う指導や啓発に御協力いただく民間の方で、例えば飲食店の営業者を首長が委嘱する形になるが、現在京都市では食品衛生推進員を委嘱した実績はない。

**委員**

評価基準の「経験が豊富な講師であるか」という文言で、いろんなところがカバーできると思うが、文言を修正するか。申請書類には判断できる資料が添付されると思うが。学位や資格、年齢制限などの基準を設けるのか、実際に申請があった審査の段階で具体的に評価するということでよいか。

**事務局**

講師によって講習会の質にも影響するので、例えば15番については2倍にするなど重みを付けるといった検討をさせていただく。

**委員**

13番も配点が大きくてもいいのかと思う。必須の部分ではあるが、とても優れているのは4点とか配点を高くするのも良いと思う。

**委員**

法人の管理体制の審査項目5～8は、応募資格に記載されているように思うが、2点、1点などと評価できる項目か。この項目が満たさなければ応募できないという足りきりみたいなものだから、確認するためのチェックであり、ここでの評価は不要ではないのか。

**委員**

「普通」とかの評価はないかもしれない。

**事務局**

御意見を踏まえ削除すべきものは削除させていただく。

**委員**

応募資格に記載されていることは、応募資格を満たすかどうかのチェックをするということか。事務局が書類を受けた段階で確認されるのか、もしくは全て委員がチェックすることになるのか。

**事務局**

形式的な書類のチェックは事務局が行うが、事業者から申請があったものについては、できるだけ先生方にお示ししたいと考えている。とはいえ、応募資格を満たさないものについては、そういう事業者があったとの報告のみになるかと思う。

**委員**

5～8についてはどうするか。8については審査する部分があるかと思う。

**委員**

8のプライバシー保護に関する規定は、実施計画の方で確認すべき項目ではないかと思う。過去、適切な運用がなされていなければ不適になってしまうので。実施計画

でプライバシー保護に関する考え方などをお示しいただければと思う。

**委員**

5～8を外すと配点上、実施計画に重きが置かれることとなるので意味が出でくると思う。

**事務局**

資格の部分について点数を削除し、プライバシーの部分については実施計画の方に移動する。

**委員**

どのような方針によりプライバシーを保護するのかということを明確にもらい、評価する。

**委員**

受講料の1万円は決まっているのか。

**事務局**

受講料の多少も審査の対象にしていればよい。

**委員**

あまり安すぎるのも信用できないし、高すぎるのも困るしという審査の対象になる。選定期間の3年はいかがか。一旦選定されたら3年実施していただくということでしょうか。妥当かなということでしょうか。

**委員**

(異議なし)

**委員**

評価基準としてあまり細かい条件を盛り込むと、身動きが取れなくなるし、先ほどの講師の経験もそうだが、実際の申請が出てから議論するというのであえて具体的な事は書かないということでしょうか。

**委員**

(異議なし)

**委員**

では、応募資格や、審査項目・評価基準を修正いただくこととなるが、事務局で再度修正案をお示しいただき、メール等文章で委員に確認いただくという方法でよいでしょうか。

**事務局**

そのようにさせていただきます。

**委員**

選定方法については、審査項目と評価基準にそって点数を出して、最も高い評価を受けた事業者を選定するということだが、いかがか。事業者数は1事業者でよいでしょうか。講習会をやりたいという事業者が2つくらいあったとしても、クオリティが高ければ認めても良いのではないかという議論もあると思う。ただし実際2つの事業者で同じレベルの講習ができているか確認するのが困難ということもあるかもしれないが、1事業者でよろしいか。

**委員**

(異議なし)

**委員**

講習会は毎回行政が確認しているか。

**事務局**

毎回出席しているわけではない。現在の実施事業者が選定されてから1回は行かせていただいたし、毎回講習終了後、受講者の報告をいただいている。

**委員**

総合的に最も高い評価を受けた事業者を選定するということだが、1事業者しか応募がなかった場合は自動的に評価が最も高くなってしまう。それでよいのかということについて、資料5の1(2)で著しく低い場合は選定しないとの文言があるが、抽

象的だ。資料5も公表か。

#### **事務局**

募集する際には要件を示す必要があるので、資料5の1(1)(2)については、公表する。

#### **委員**

現在の実施事業者の実績や実情は事前に報告いただけるのか。私は他にも当委員会と同様の選定機関に関わっているが、そこでは、現時点の事業者が、選定機関が評価した項目を実際に適正に実施しているかを審査の前段階でお示しいただいている。

当委員会においては、現在の実施事業者の実施状況に関する評価は別にして、別紙の審査項目と評価基準で評価することになるのか。

#### **事務局**

事務局としては、別紙の基準で評価していただきたいと考えている。現在の講習会実施事業者の実績は、資料2のみで、2年前の当委員会で評価を受けた項目についての実情まではお示しできてないが、受講者数だけ見ると制度改正前より多くの方に受講いただいております。本市としては、制度改正したことでより多くの方に受講いただけたと考えている。

#### **委員**

本日は応募資格、評価基準など、公募及び選定する際の条件を議論いただいた。

本日の委員会が出た御意見を踏まえ修正が必要かと思うので、事務局で修正案を委員会にお示しいただきたい。本来であれば委員会を開催して再度議論すべきことと思うが、時間の制約もあるので、先ほど申し上げましたように、メールや文章で審議するという進めさせていただきたいと思うが、よろしいか。

#### **委員**

(異議なし)